

行政文書非公開決定通知書

2 観 観 103 号
令和3年2月25日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年2月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城の件で2018年7月9日に名古屋市東京事務所を訪問した際の復命書、持参資料（観光文化交流局分）
公開しない理由	名古屋市情報あんしん条例施行規程の別表第2「行政文書保存期間区分基準表」に基づき、復命書の保存期間を1年と設定しており、当該復命書は保存期間を過ぎて廃棄処理が完了しているため。 また、資料を持参していないため。
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局観光交流部観光推進課 TEL 052-972-2425 ※同行した名古屋城総合事務所職員に係る請求部分に関しては、別途名古屋城総合事務所保存整備室から決定処分がされます。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。